

豊島区ベビーシッター利用支援事業の拡充について

日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育が必要となった保護者や共同保育を必要とする保護者が、居宅訪問型保育サービス（以下、「ベビーシッター」という。）を利用した場合に、その費用の一部を補助することにより、保護者の多様なニーズに応えるとともに、ベビーシッターを安心して利用できる環境を整備することを目的として、令和3年度から、本事業を実施している。今般、東京都の補助が拡充されたことから、下記のとおり拡充する。

1 事業内容（__下線部分が拡充範囲）

（1）対象児童

未就学児。ただし、障害児は、小学6年生まで。

（2）利用上限

児童1人当たり 年144時間

（障害児、ひとり親家庭、多胎児の場合は、児童1人当たり 年288時間）

（3）補助基準額

1時間当たり 2,500円（夜間帯利用（午後10時～午前7時）の場合 3,500円）

※入会金、オプション料、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費、家事援助、その他これらに準じる費用は助成対象外。

	未就学児	障害児 (小学6年生まで)
障害児	<u>年288時間</u>	<u>年288時間</u>
ひとり親家庭・多胎児	<u>年288時間</u>	<u>年288時間</u>
上記以外	年144時間	—

（4）対象事業者

東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者

2 周知方法と今後のスケジュール

○9月 豊島区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）助成金交付要綱改正、区ホームページ、広報としま掲載

○10月 助成金交付申請受付開始